

第 2 章 災害予防計画

- 第 1 節 災害に強い組織・ひとづくり
- 第 2 節 災害に強いまちづくり
- 第 3 節 災害に備えた防災体制づくり

本章では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「災害に強い組織・ひとづくり」「災害に強いまちづくり」と「災害に備えた防災体制づくり」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防計画を提示した。

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項 目	担 当
第1 防災組織の整備	総務部、消防本部、消防団
第2 自主防災活動の推進	総務部、消防本部、保健福祉部
第3 災害ボランティア活動の支援体制の整	総務部、保健福祉部、社会福祉協議会
第4 防災知識の普及	総務部、学校教育課、消防本部
第5 防災訓練	総務部、消防本部
第6 調査・連携	関係各部、消防本部

第1 防災組織の整備

1 防災会議

総務部（事務局；総務課）は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、柳川市防災会議を開催し、市及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、防災対策を推進する。

※ 資料編 4-1 柳川市防災会議条例

※ 資料編 4-2 柳川市防災会議委員名簿

※ 資料編 4-3 柳川市防災会議運営規程

■防災会議で協議する事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 市地域防災計画の策定及びその実施の推進 ② 市の地域に係る防災に関する重要事項 ③ 各防災関係機関と災害時の応急・復旧対策における調整 ④ 市の防災体制に対する意見・方向性 |
|---|

2 柳川市（災害対策本部）

総務部は、地域防災計画に基づき、職員の参集、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、職員災害応急マニュアル等により、職員への周知を図るとともに、災害対策本部による災害想定訓練等を実施する。

また、各部等は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や各種マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

※ 資料編 4-4 柳川市災害対策本部条例

■業務継続性の確保

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画の策定など業務継続性の確保に努める。 ○ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。 |
|---|

3 消防団

消防団は、消防本部、災害対策本部等と連携し、適切な消火・救助活動等を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

また、女性消防団組織の充実を図り、女性のもつソフト面を取り入れた防災指導、及び後方支援活動などを強化するとともに、地域における身近な消防防災リーダーとして、安心・安全な地域づくりの一環として重要な役割を目指す。

※ 資料編 3-2 柳川市消防団区域表

4 関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、及び指定地方公共機関等は、それぞれ平時から、防災に係る必要な組織体制の整備・改善、充実を図る。

5 自主防災組織

総務部、消防本部及び保健福祉部は、災害時避難支援活動などを行う自主防災組織を育成するため、組織構成等の指導・助言及び地域別防災マニュアルの作成を支援し、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、平常時から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを推進する。

また、災害時には、初期消火活動、被災者の安否確認、救出・救護及び避難誘導等の避難支援、情報の収集や避難所の運営といった地域活動の強化を図る。

6 事業所

市内事業所は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、自衛防災体制を整備・充実させるなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため、地域防災力の向上を図る。

なお、事業継続計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示している「事業継続ガイドライン」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努めるものとする。

■災害時の企業等の事業継続の必要性

- 災害の多いわが国では、県や市町村はもちろん、企業、市民が協力して災害に強い地域を作ること、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与するものである。
- 特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。
- 被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりの確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

第2 自主防災活動の推進

本市において、市民や企業等が「自分の住む地域は自分で守る」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要である。

総務部、消防本部及び保健福祉部は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、災害時避

難支援活動などを行う自主防災組織の充実を図る。

市民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、市内の防災・減災に寄与するよう努める。

1 活動内容

市は、市民、自治組織、事業所及び各種団体等に対し、市広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努める。

また、自主防災組織に対し、研修会等を実施しリーダーの養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援及び助成を行う。

■自主防災組織の活動内容

[平常時]

- 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発
- 地域における情報収集・伝達体制の確認
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- 地区別防災マップの作成（危険箇所、避難所・避難路、消防水利、医療救護施設等）

[警戒・災害時]

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達
- 地域住民の安否確認
- 救出・救護の実施及び協力
- 集団避難の誘導、避難生活の指導
- 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- 避難行動要支援者の安全確保等

2 育成強化対策

市域における自主防災組織の育成を促進するとともに、自主防災組織に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。その際、女性の参画の促進に努める。

■育成強化の活動内容

- 啓発資料の作成
- 各種講演会、懇談会等の実施
- 情報の提供
- 各コミュニティへの個別指導・助言
- コミュニティごとの訓練、研修会の実施
- 地域防災リーダー（女性含む）の育成
- 顕彰制度の活用
- 活動拠点施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）

[重点地域]

- 人口の密集している地域
- 住宅の中に高齢者等いわゆる避難行動要支援者の比率が高い地域
- 木造家屋の集中している地域
- 消防水利の不足している地域
- 過去に災害で被害が甚大であった地域

3 コミュニティファイル（防災ファイル）づくりの推進

コミュニティのファイル（避難行動要支援者避難支援防災カード等）づくりを推進し、自主防災組織を中心とした市民や地域団体等の情報共有、連携強化と活動活性化の支援に努める。

さらに、市等において、これらの情報をファイルとしての管理（避難行動要支援者台帳管理システム）によって、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

4 事業所、団体等の地域防災活動への参画促進

市内の企業は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう確かな防災活動を行うために、自衛防災体制を整備・充実させ、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

総務部、消防本部は、事業継続計画策定の普及啓発に努めるとともに、自衛防災組織の育成指導および防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。

また、企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等により企業の防災力向上に努める。

■対象施設

- 多数の者が利用する施設（中高層建築物、会館、大型店舗、旅館、学校、病院等）
- 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
- 多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

■事業所等における主な防災対策及び防災活動

- | | |
|------------------|--------------------|
| ○ 防災訓練 | ○ 避難対策の確立 |
| ○ 従業員等の防災教育 | ○ 応急救護 |
| ○ 情報の収集・伝達体制の確立 | ○ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 |
| ○ 火災その他災害予防対策 | ○ 施設耐震化の推進 |
| ○ 事業継続計画（BCP）の策定 | ○ 施設の地域避難所としての提供 |
| ○ 帰宅困難者対策 | ○ 消防団との連携・協力 |

5 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

市は、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

また、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図るように努める。

第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備

総務部、保健福祉部は、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備を推進する。

1 受け入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの担当窓口（ボランティアセンター）を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

■災害ボランティア活動体制の整備

生活支援に関するボランティア（主に市）	専門的な知識を要するボランティア（主に県）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営の補助 ○ 炊き出し、食料等の配布 ○ 救援物資等の仕分け、輸送 ○ 高齢者、障害者等の介護補助 ○ 被災者家屋等の清掃活動 ○ 現地災害ボランティアセンター運営の補 ○ 被災者の話し相手・励まし ○ その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護所等での医療、看護 ○ 被災宅地の危険度判定 ○ 外国人のための通訳 ○ 被災者へのメンタルヘルスケア ○ 高齢者、障害者等への介護・支援 ○ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○ 公共土木施設の調査等 ○ その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 ボランティア活動の環境整備

県と協力して、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、日本赤十字社福岡県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、活動拠点、資機材、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化その他の環境整備に努める。

■災害ボランティアの環境整備

県 県社会福祉協議会 県災害ボランティア連絡会 県NPO・ボランティアセンター 日本赤十字社福岡県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援 ○ 活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援
市（保健福祉部） 市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアの受け入れに関する実施計画 ○ 災害ボランティアの受入体制の整備等（災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制） ○ ボランティア受け入れ拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ▽ 災害ボランティア本部の設置場所の決定 ▽ 責任者の決定や担当者の役割分担 ▽ 地域住民との連携 ▽ 通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討 ▽ 資機材のリストアップと調達方法の確認 ▽ 災害ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成 ▽ 活動資金の確保など ○ 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備 ○ 災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討 ○ 災害時におけるボランティアに関する情報の受発信

3 ボランティアリーダー等の育成・支援

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担う人材が必要である。そのため、研修会や講習会を通じてボランティアリーダー及びコーディネーターを養成する。

■災害ボランティアリーダー等の育成・支援活動

県 県社会福祉協議会 県災害ボランティア連絡会	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアに関する知識の普及・啓発 <input type="checkbox"/> 災害時における県民の積極的な参加・協力を呼びかけ <input type="checkbox"/> 災害ボランティアリーダー等の育成・支援 <input type="checkbox"/> 専門的な知識・技術を必要とするボランティアの把握
市（保健福祉部） 市社会福祉協議会	<input type="checkbox"/> 活動マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアリーダー等の育成 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアの育成・支援
日本赤十字社福岡県支部	<input type="checkbox"/> 講習会の開催 <input type="checkbox"/> 講師の派遣 <input type="checkbox"/> 災害時における各種マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアの育成・支援

4 ボランティア活動の普及・啓発

市民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

第4 防災知識の普及

災害に強いまちづくりを推進するため、市は、職員に対し防災教育を行うとともに、県及び防災関係機関等と連携し、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

1 市職員に対する防災教育

総務部は、市職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。特に、各班の所掌事務に留意し、初動活動について重点をおくようにする。

■防災教育の内容

市の防災対策	<input type="checkbox"/> 災害対策活動の概要 <input type="checkbox"/> 防災関係職員としての心構え <input type="checkbox"/> 災害時の役割分担 <input type="checkbox"/> 防災行政無線等防災関連機器の取扱方法等
防災知識の普及	<input type="checkbox"/> 災害の基礎知識 <input type="checkbox"/> 災害に対する地域の危険性等

2 市民に対する防災知識の普及

総務部は、市民に対し、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災マップ、防災研修会、市ホームページなどを利用して、正しい知識の普及に努める。

なお、災害知識の普及にあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

■防災知識の普及事項

- | |
|--|
| ○ 災害に関する一般知識 |
| ○ 地域防災計画の概要 |
| ○ 災害に備えた2～3日分の食糧、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備 |
| ○ 家屋内のタンス等の転倒防止や棚上の物の落下による事故の防止等の予防・安全対策 |
| ○ 避難所等の避難対策に関する知識 |
| ○ 火災予防に関する事項 |
| ○ 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項 |
| ○ 屋内、屋外における災害発生時の心得 |
| ○ 災害危険箇所 |
| ○ 防災訓練、自主防災活動の実施等 |

3 児童・生徒に対する防災知識の普及

学校教育課は、小・中学校において、ホームルームや学校行事を中心に防災教育を行うように指導する。特に、避難、災害時の危険性及び行動については、児童・生徒の発達段階に応じた指導に留意する。

■学校教育での防災教育

学校行事	○ 防災専門家、災害体験者の講演 ○ 消防署等の見学会 ○ 防災訓練
教科	○ 自然災害発生のしくみ ○ 災害時の正しい行動 ○ 災害危険箇所
教職員教育	○ 応急手当 ○ 初期消火 ○ 災害時のとるべき措置

4 防災上重要な施設の職員等の教育

災害予防責任者（施設管理者）は、職員に対し講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

消防本部は、災害予防責任者等への教育として、防火管理者への講習や防災指導書・パンフレットを配布して、出火防止、初期消火等の初期活動や、通常の方法等を周知する。

※ 災害予防責任者とは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者である（災害対策基本法第47条）。

※ 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない（災害対策基本法第48条）。

5 防災知識の普及に際しての留意点

総務部、消防本部は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施する。

さらに、防災知識の普及の際には、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

第5 防災訓練

総務部、消防本部は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体及び避難行動要支援者も含めた地域住民等とも連携した各種災害に関する訓練を実施する。

1 総合防災訓練

市、消防団、消防本部、近隣市町村、国、県、警察、自衛隊等の関係機関や、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、自主防災組織、ボランティア組織等の団体、一般市民等の参加による総合防災訓練（会場型訓練、広域連携訓練、地域総ぐるみ訓練等）を実施する。

■訓練種目

<input type="radio"/> 災害対策本部の設置、運営	<input type="radio"/> 各種火災消火
<input type="radio"/> 交通規制及び交通整理	<input type="radio"/> 道路復旧、障害物排除
<input type="radio"/> 避難誘導、避難所の開設・運営	<input type="radio"/> 緊急物資輸送
<input type="radio"/> 救出救護、医療救護	<input type="radio"/> 無線等による情報の収集伝達
<input type="radio"/> ライフライン復旧	<input type="radio"/> その他

2 個別訓練

(1) 水防訓練

河川、水路等の決壊や氾濫等に対する警戒と災害時の水防活動が的確に行えるよう、市職員・消防団員の動員、水防資機材の輸送、水防工法等の水防訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防団は、消防本部と連携し、災害の規模や事象に応じた消防活動の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常招集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(3) 職員の訓練

市は、組織動員訓練、被害調査訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練等、災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

(4) 図上訓練

市は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における災害に対する危険性の把握や防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。

3 住民等の訓練

市は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、避難行動要支援者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

■防災知識の普及事項

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 出火防止訓練 | <input type="checkbox"/> 応急救護訓練 |
| <input type="checkbox"/> 初期消火訓練 | <input type="checkbox"/> 災害図上訓練 |
| <input type="checkbox"/> 避難訓練 | <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者避難支援訓練 |
| <input type="checkbox"/> 情報の収集及び伝達の訓練 | <input type="checkbox"/> 炊き出し訓練 |
| <input type="checkbox"/> 緊急地震速報対応行動訓練 | <input type="checkbox"/> その他の地域の特性に応じた必要な訓練 |

4 施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設等の管理者は、関係機関の協力を得、避難訓練等を実施する。

また、各事業所も消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施するものとする。

5 訓練の検証

訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6 調査・連携

関係各部、消防本部は、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、国、県、近隣市町村、及び関係機関との情報交換など広域的な連携に努める。

1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

市の防災的な諸問題については、防災アセスメント調査等を実施し、今後とも必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 地区別防災カルテの活用

防災アセスメント調査、被害想定、現地調査の結果をもとに学校区等単位に防災に関連する各種情報をよりわかりやすく整理した地区別防災カルテを作成し、住民の自主的な防災活動に活用出来るよう検討する。

3 近隣市町村との情報交換、連携

近隣市町村と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

4 関係機関等との情報交換

国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

5 災害記録の蓄積と公開

過去の災害をはじめとして、柳川市の大災害に関する資料、文献をライブラリー化する。また、災害の記録、教訓等の公開に努める。

自主防災組織は、台風、大雨時の災害対応及び最大浸水位の記録に努める。

第2節 災害に強いまちづくり

項 目	担 当
第1 都市構造の防災化	建設部
第2 建築物の安全化	建設部
第3 文化財災害予防対策の推進	教育部、消防本部
第4 ライフライン施設等の整備	水道事業者（水道課）、建設部、関係機関
第5 交通施設の整備	道路管理者（建設部）、漁港管理者（産業経済部）
第6 風水害予防対策の推進	建設部、産業経済部、総務部、消防本部、消防団
第7 土砂災害予防対策の推進	建設部
第8 津波・高潮災害予防対策の推	建設部、産業経済部、総務部、消防本部、関係機
第9 火災予防対策の推進	建設部、消防本部、消防団

第1 都市構造の防災化

建設部は、快適で安全な市民生活を確立するため、災害に強い都市空間の形成を図り、風水害、火災、震災等の災害に強いまちづくりを推進する。また、まちづくりの諸計画の防災に関する事項に関して、地域防災計画との整合を図る。

1 安全な市街地の形成

災害時には被害が市街地全体に広がるおそれがあるため、市街地の都市計画にあたっては、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、密集市街地の整備、狭隘な道路の改善を図り、防災機能を強化する。

また、地震時の建物倒壊の危険性、避難困難性、延焼危険性、住宅の密集度等の市街地の危険性を示す地震危険度マップ等の作成など、実現可能な施策を総合的に展開する。

2 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有している。

建設部は、公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の整備においては、その適正な配置に努める。

3 宅地開発の指導

県は、都市計画法（昭和43年法律第100号）や宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）などに基づき、安全な宅地開発の指導、監督に努める。

建設部は、無秩序な開発防止や防災都市づくりの観点から、適正な土地利用のあり方を検討するとともに、県の災害防止に協力する。

なお、現在、宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域には、福岡市内及び北九州市内に指定区域がある。

4 共同溝・電線共同溝事業の推進

道路構造の弱体化や交通障害・道路陥没などの事故を防止し、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼすところについて共同溝・電線共同溝の整備を関係機関に働きかけ、ライフラインの安全性・信頼性の向上を図ると共に、都市災害の防止及び防災活動の空間を確保する。

第2 建築物の安全化

建設部は、被害の発生が予想される箇所に対する点検・整備を強化するとともに、耐震化、不燃化、液状化対策の指導・整備を推進する。

1 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

(2) 市営住宅の不燃化

既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、不燃化の推進を図る。新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出を図る。

2 建築物の耐震化・液状化対策

昭和56年建築基準法施行令改正前（新耐震基準前）の各建築物の耐震性等の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律、耐震改修促進計画及び建築物耐震改修促進実施計画等（策定予定）に沿って耐震及び液状化の診断・改修を促進する。

なお、住宅等の耐震化を効果的に促進するために、地震ハザードマップ（揺れやすさマップ、地域の危険度マップ）を作成・活用し、住宅所有者等の防災意識の高揚に努める。

(1) 公共建築物

所有施設について大地震時の安全性を確保するため、年次目標を設定して耐震診断、改築、改修工事等を効果的に行う。

新たに建築する施設は、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。

防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。

■重要施設の耐震性強化対策項目

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| ○ 耐震性に考慮した機器類の取付け | ○ 自己水源の確保 |
| ○ バックアップ機能の充実 | ○ 消火・避難経路の確保 |
| ○ 早期復旧ができる設備の構築 | ○ 排水処理（汚物処理を含む。）備品の確保 |
| ○ 自己電源の確保 | ○ 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備の確保 |

(2) 一般建築物等

耐震改修等の相談窓口を開設し、建築物の所有者等に対し、耐震及び液状化の診断・改修について相談業務、知識の啓発・普及を行う。

また、県と連携し、危険な建築物の所有者に対し、補修等必要な措置の指導、及び自動販売機の転倒、看板等の落下、窓ガラス・外壁材等の落下物、ブロック塀の倒壊、煙突の折損等を未然に防止するため、安全確保を指導するとともに、業界団体等の連携によるブロック塀等安全対策推進協議会を設立し、設計・施工技術の普及向上やブロック塀等の巡回指導等を行う。

さらに、県が進める耐震改修促進事業等に沿って、「柳川市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付事業」などにより、木造住宅の耐震改修を促進する。

第3 文化財災害予防対策の推進

教育部は、消防本部と連携し、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、予防対策の強化を図る。

1 文化財保護思想の普及・啓発

県と連携し、文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した広報活動を推進する。

2 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

第4 ライフライン施設等の整備

災害によるライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強い施設づくりを推進する。

1 水道施設

水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。

また、日本水道協会制定の水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針等により施設の耐震化を推進する。

(1) 水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良・耐震計画に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じる。

(2) 水道施設の保守点検

平常時においても、貯水、浄水、導水、送水、配水等の巡回点検等を行い、老朽施設、故障箇所等の改善を実施する。

また、水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

(4) 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

(5) 水道災害対策行動指針等の作成

震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制、応急給水及び応急復旧活動体制に関する行動指針を作成する。

また、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する水道工事業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

(6) 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は、交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(7) 教育、訓練及び平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から、次の事項を中心とした教育、訓練等を実施する。

■ 平時からの教育・訓練

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対する防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催 ○ 住民に対する平時の広報 ○ 飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意、給水訓練等 |
|---|

2 下水道施設

建設部は、市街化の拡大に対応し、浸水災害等の被害を防止するため、汚水の迅速な排除が行えるよう施設の整備増強を図る。

また、浄化センター及び処理場においては、河川側との情報交換を行い、総合的な浸水防止対策を図る。

(1) 下水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築・耐震化に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等によ

り被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じる。

また、停電等による二次的災害を考慮して、最小限として排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

(2) 下水道施設の保守点検

平常時においても、巡視及び点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。
また、下水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

(3) 災害時用の資機材の確保

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。
また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(4) 教育、訓練

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平時から訓練等を実施する。

3 電力施設

九州電力は、台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

■電力設備の災害予防措置

電力設備の災害予防措置	○ 風害・水害・高潮対策、雷害対策、塩害対策、雪害対策、地盤沈下対策、土砂崩れ対策
電力の安定供給	○ 通信設備の確保、電気施設予防点検、气象台等との連携
広報活動	○ 電気事故防止PR、停電関連、二次災害の防止
電気工作物の巡視、点検、調査等	○ 定期的に電気工作物の巡視点検、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等、感電事故の防止、漏電等により出火にいたる原因の早期発見・改修
資機材の整備・点検	○ 資機材の確保、輸送、広域運営
防災訓練、防災教育	○ 防災訓練等の実施又は参加、従業員の防災教育

4 ガス施設

ガス事業者は、風水害及び地震によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

総務部は、被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに被害を早期に復旧できるガス施設の整備とそれに関連する防災対策の強化について、ガス事業者に働きかける。

5 電気通信施設

通信事業者は、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図ため、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

通信事業者は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

総務部は、その他電気通信事業者に対し、上記に準じた施設整備を要請する。

■災害予防対策

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="radio"/> 電気通信設備等の高信頼化 | <input type="radio"/> 災害対策用機器及び車両の配備 |
| <input type="radio"/> 電気通信システムの高信頼化 | <input type="radio"/> 災害対策用資機材の確保と整備 |
| <input type="radio"/> 災害時措置計画 | <input type="radio"/> 防災訓練の実施 |
| <input type="radio"/> 通信の利用制限 | <input type="radio"/> 防災に関する防災機関との協調 |

第5 交通施設の整備

道路管理者、漁港管理者及び港湾管理者は、災害時の緊急輸送ネットワークの確保を考慮し、防災点検結果等を踏まえ、災害に強い施設整備を推進する。整備検討にあたっては、緊急輸送予定路線を優先しつつ、地震や豪雨による浸水などで道路が寸断され、孤立集落になる可能性が高い集落について留意する。

1 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本市では、一般国道、主要地方道、一般県道等が幹線道路として重要であり、被災により不通となったときは、市域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、バイパス道路の整備、道路排水施設の整備等、道路の環境整備を促進するよう国、県に要請する。

■市域の主な幹線道路

一般国道	国道208号、国道385号、国道443号 整備中；国道443号三橋瀬高バイパス・柳川バイパス、一般国道208号大川バイパス（柳川市～大川市）
主要地方道	大牟田川副線、久留米柳川線、大和城島線、瀬高久留米線、八女瀬高線
一般県道	柳川城島線、柳川筑後線、高田柳川線、水田大川線、筑後柳川停車場線、鐘ヶ江酒見間線、橋本辻町線、本町新田大川線、新田西蒲池線、枝光今古賀線、木元白鳥線、柳川筑後線バイパス、有明海沿岸道路側道

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせて整備する。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持、管理に努める。

2 橋りょうの整備

緊急度の高い橋りょうから順次点検を実施し、地震による地震動等の安全性に配慮した補強、整備に努める。

3 漁港・港湾施設の整備

災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、被災者の救難・救助活動、避難、緊急物資輸送等、被災時にも機能を発揮する災害に強い漁港・港湾施設等の整備を推進する。

また、必要に応じて防災調査等を行い、その結果をもとに管理施設の耐震化、液状化対策及び改修工事に努める。

※ 資料編 2-18 漁港一覧表

第6 風水害予防対策の推進

1 河川等の整備

建設部、産業経済部は、関係機関、施設管理者と協力し、河川、海岸、漁港及び港湾等の決壊等による災害を未然に防止し、治水の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行う。

また、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

※ 資料編 1-3 重要水防箇所（河川）一覧表

※ 資料編 1-5 重要水防箇所（海岸）一覧表

※ 資料編 2-4 水門施設一覧表

※ 資料編 2-5 樋門施設一覧表

■主な水害防止策

氾濫・浸水抑制対策	緊急排除水門の増改築、フロンティア堤防の整備、緊急排水ポンプの増設、新設、二線堤盛土の整備
警報・避難対策	河川防災ステーション・避難地・避難所の整備、水防・復旧活動道路の整備、ソフトの充実

2 水防体制の強化

関係各部、消防本部及び消防団は、水防計画に基づき、関係機関と連携し、風水害による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

■水防体制の強化事項

- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

※ 資料編 2-6 水防倉庫集計表

3 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

(1) 浸水想定区域等における避難確保措置

総務部は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項、及び利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等または高齢者等避難行動要支援者利用施設の名称・所在地及び洪水予報等の伝達方法を本地域防災計画に定める。

浸水想定区域が指定された区域の住民へは、洪水予報等の伝達方法、避難所その他避難確保のため必要な事項を市広報誌、洪水ハザードマップ及び洪水関連標識等により住民へ周知する。

※ 資料編 2-12 福祉施設一覧表

■浸水想定区域への措置

項目	担当	措置内容
浸水想定区域の指定	国土交通大臣 (九州地方整備局長) 知事	○ 河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域 水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位情報（周知）河川が対象
浸水想定区域ごとに定める事項	市 (総務部)	○ 洪水予報等の伝達方法 ○ 避難場所 ○ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ○ 地下街等※1又は主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設の指定（名称及び所在地、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合） ○ 地下街等及び避難行動要支援者が利用する施設への洪水予報等の伝達方法
住民への周知	市 (総務部)	○ 市広報誌 ○ 洪水ハザードマップ等 ○ 洪水関連標識等※2の表示

※1 地下街等；地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設

※2 洪水関連標識等；国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月を参考とする。

(2) 地下空間の浸水対策

建設部は、地下空間における災害を未然に防止するため、河川管理者等からの情報を得て、河川氾濫等による浸水被害の危険性のある箇所に関する調査を実施し、対象施設を把握することにより、地下空間における適切な浸水対策の立案、実施を図る。

(3) 避難確保計画の作成指導等

建設部は、浸水想定区域内に地下街等が建設される場合又は存在するときは、所有者又は管理者等へ水防法施行規則に則し、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」を参考に避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。

また、これに該当しない、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

4 平常時の巡視

暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努める。

第7 土砂災害予防対策の推進

建設部は、宅地需要のため、宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性があるため、都市計画法の開発許可制度及び宅地造成等規制法（参考）等に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行い、災害の未然防止を図る。

災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

■土砂災害防止の対策事項

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="radio"/> 住宅等の新規立地の規制 | <input type="radio"/> 既存住宅の移転促進等 |
| <input type="radio"/> 警戒避難体制の確立 | |

第8 津波・高潮災害予防対策の推進

関係各部は、関係機関と協力し、津波・高潮による被害が重大な影響を及ぼす事態に備え、海岸施設の整備、情報伝達ルート多重化及び情報収集・伝達体制の明確化等に努める。

1 防潮堤等河川海岸施設の整備

各施設管理者は、津波・高潮による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川海岸、漁港・港湾等の施設を整備する場合、津波・高潮に対する安全性に配慮した整備を促進する。その場合は、環境や景観へも配慮する。

また、津波・高潮発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の管理の徹底を行う。

■市域の高潮対策事業

事業名	対象地	内容
海岸高潮対策事業 (県)	柳川海岸 大和海岸	○ 有明海沿岸において伊勢湾台風級の超大型台風に備えた海岸堤防の整備
河川高潮対策事業 (県)	沖端川 塩塚川	○ 有明海岸地域が干拓によって形成されており、かつ干満差が大きく高潮被害を受けているため、有明湾河川高潮対策事業計画書に基づく河川堤防の整備

2 津波・高潮予報、避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備

(1) 津波・高潮予報伝達の迅速化、確実化

関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市等への津波・高潮予報伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における津波・高潮予報伝達の確実化を図るため、対応できる体制の整備を図るなど津波・高潮防災体制を強化する。

(2) 通報・通信手段の確保

総務部は、広域かつ確実に津波・高潮予報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図る。

■通報・通信手段の確保

- 海岸等へのラジオ等の携行（津波・高潮警報、避難勧告・指示（緊急）等の情報を聴取するよう指導）
- 緊急警報放送システム受信機の普及（テレビやラジオの自動的受信）
- 市防災行政無線の整備、サイレン、半鐘等多様な手段の活用
- 小型漁船への無線機の設置を促進

(3) 伝達協力体制の確保

多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

3 監視体制等の確立

気象庁（福岡管区気象台）は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表する。

総務部は、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波予報が間に合わない場合も考えられるので、津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報について住民に対する通報・伝達手段の確保に努める。

また、暴風や台風接近時には海岸を突然大波が襲うことは珍しくないことから、高潮に関しても同様に監視体制等の確立に努める。

4 避難対策の整備

総務部、消防本部は、関係機関等と協力し、住民に対し、平常時から津波・高潮の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を推進する。

(1) 一般住民の避難行動

住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所や避難経路の周知に努めるとともに、自主防災組織や警察署との協力のもとに、避難者の掌握、避難行動要支援者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制を確立する。

(2) 観光地等利用者の避難誘導

観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者およびその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波・高潮発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立する。

また、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示の整備を推進する。

(3) 避難場所の指定

津波・高潮発生時における避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととし、公共施設の他、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果的な配置となるよう努める。

5 住民への啓発活動等の実施

総務部は、避難対策等の津波・高潮防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施する。

(1) 津波・高潮に対する防災意識の高揚

津波・高潮に関する講演会等を開催し、津波・高潮に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図る。

また、津波・高潮シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波・高潮ハザードマップの作成を推進し、地域住民等への周知に努める。

(2) 日頃の備えの充実

津波・高潮危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。

(3) 津波・高潮防災訓練の実施

関係機関や住民の参加のもと実践的な津波・高潮防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波・高潮防災体制の構築に努める。また、その際地域の高齢者等のいわゆる避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施する。

第9 火災予防対策の推進

1 予防対策の強化

消防本部は、火災予防のため、事業所等に対する予防対策を推進する。

(1) 火災予防の査察・指導の強化

消防法の規定により、防火対象物及び危険物施設の所有者、管理者等に対し、火災予防上必要な資料の提出請求や防火対象物等への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

柳川市火災予防条例の規定による指定数量未満の危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者等に対して必要な助言又は指導を行う。

※ 資料編 1-6 危険物施設集計表

(2) 防火管理者制度の推進

消防法の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

(3) 建築同意制度の効果的運用

建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進する。

(4) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合（防火セイフティマークの取得）の取組みを推進する。

(5) 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

(6) 火災予防運動の推進

市民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

■火災予防運動

- 春秋火災予防運動の普及啓発
- 講習会、講演会等による一般啓発
- 報道機関等による防火思想の普及

2 消防力の強化

消防本部、消防団は、火災の防止のため、消防力の強化を推進する。

(1) 資機材等の整備及び点検

国や県の補助制度を活用し、消防車両、資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行う。

(2) 消防水利の整備

消防本部は、計画的な消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の設置を図るとともに、地域の実状に応じた自然水利の活用検討など、消防水利の整備に努める。

(3) 消防団の強化

消防団の強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努める。

3 建築物の火災予防

建設部は、火災発生時の延焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、市域（都市計画区域）における道路・公園等の都市空間の整備を行う。

また、石油類等の貯蔵施設・工場等特に危険性の高い施設については、地区計画、特定用途制限地域、用途地域等の指定により、住宅等との混在を制限するなど、区域内の火災予防を図る。

第3節 災害に備えた防災体制づくり

項 目	担 当
第1 防災施設・資機材等の充実	総務部、関係各部
第2 情報の収集伝達体制の整備	総務部、消防本部、消防団
第3 応援体制の整備	総務部、消防本部
第4 二次災害の防止体制の整備	建設部
第5 救出救助体制の整備	保健福祉部、消防本部
第6 医療救護体制の整備	保健福祉部、消防本部
第7 輸送体制の整備	総務部、建設部
第8 避難体制の整備	総務部、教育部、建設部、消防団
第9 避難行動要支援者安全確保体制の整	総務部、保健福祉部、教育部
第10 給水体制の整備	水道課
第11 災害備蓄物資等供給体制の整備	総務部
第12 防疫・清掃体制の整備	市民部、保健福祉部
第13 住宅の確保体制の整備	建設部

第1 防災施設・資機材等の充実

1 防災拠点施設の整備

総務部は、防災拠点施設として、市庁舎が災害時に有効な機能を発揮できるように機能強化を図る。また、市庁舎が被災した場合に、災害対策本部を移設する代替施設の確保に努める。

■市庁舎の整備

- | | |
|--------------|-------------------|
| ○ 建物の耐震性の確保 | ○ 庁舎内機器、設備の耐震性の確保 |
| ○ 非常電源装置 | ○ 災害対策本部室等の確保・配置 |
| ○ 耐震性貯水槽 | ○ 通信回線の確保等 |
| ○ 備蓄物資及び備蓄倉庫 | ○ その他拠点施設の確保 |

2 地域拠点の整備

関係各部は、大規模災害時において地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点を整備するよう努める。

■各種防災拠点

役 割	○ 他地域や広域防災拠点から搬送される資機材等の緊急物資備蓄・保管拠点、情報通信拠点 ○ 地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点
機 能	○ 搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース

	(総務部、保健福祉部、建設部) <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防災活動のための駐屯スペース (総務部、消防本部) ○ 物資、復旧資機材等の備蓄施設 (総務部、保健福祉部、建設部) ○ 臨時ヘリポート (総務部、消防本部) ○ 避難行動要支援者等の避難場所 (総務部、保健福祉部) ○ ボランティア等の活動拠点 (保健福祉部) ○ がれき処理のための仮置場 (市民部)
--	--

第2 情報の収集伝達体制の整備

総務部及び消防本部は、災害時における情報伝達を確保するため、通信施設、連絡体制の整備を推進する。

1 通信施設の整備

(1) 無線通信施設の整備

災害現場からの情報収集及び市民への情報伝達等のため、市防災行政無線（移動系、同報系）の充実強化を図る。

また、消防本部と連携し、防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。

消防本部は、大規模災害時の迅速かつ集中的な広域応援体制の充実など、市町村消防の枠組みを超えた対応が求められる。柳川市ほか7消防本部（久留米広域消防本部、大牟田市消防本部、八女消防本部、筑後市消防本部、大川市消防本部、甘木・朝倉消防本部、みやま市消防本部）が管内の119番通報の受信及び指令事務を、共同で管理・執行するため、久留米市に共同指令センター庁舎を建設し、消防救急デジタル無線設備を含む高機能消防指令センター指令管制システムの整備を進めて、災害対応力及び初動体制の強化を図る。

※ 資料編 2-3 市防災行政無線一覧表

(2) 避難所との通信手段の整備

市庁舎から学校等の避難所への情報伝達のため、防災行政無線、パソコン等による情報交換、携帯電話やファックスの活用など通信設備の整備強化を図る。

(3) 新しい情報通信設備の導入

情報通信技術の高度化にともない、防災気象情報等の伝達について、関係機関等との連携を図り、携帯電話への緊急速報メール、防災情報等メール配信システム、パソコン等による情報交換やインターネットによる情報発信など、災害時に有効な通信伝達手段の整備拡充を図る。

また、防災行政無線と全国瞬時警報システム（Jアラート）を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築を図る。

さらに、情報伝達手段をデジタル化及び双方向化することにより、画像による災害情報の収集、避難場所等との情報交換、文字表示板による防災行政情報等の周知など多量の情報を早く聴覚、視覚を通して伝達できるような無線システムの導入を検討する。

(4) 孤立集落対策

道路が寸断・遮断されるような災害において、電話回線の寸断や停電などの発生によって、外

部との連絡ができなく孤立が予想される集落に対し、孤立時の安否情報や被害情報などの通信手段を整備する。

(5) 通信機能確保のための措置

災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保、通信機器の耐震固定等の措置を図る。

2 通信連絡体制の整備

災害時に円滑な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害時に市が所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になったときに対応するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、九州地方非常通信協議会の活動を通して、県の行う非常通信体制の整備充実に協力する。

また、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため衛星携帯電話の導入を検討する。

■非常通信体制の強化項目

非常通信訓練の実施	○ 災害時等における非常通信を確保するため、関係機関相互の協力体制を確立するとともに、平常時より非常通信訓練等を行い、通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	○ 無線局の管理運用の強化充実を図るため、市職員の無線従事者の増員を図る。

(2) 非常時通信の運用方法の確立

災害が発生し、又はおそれがあるときを想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集など非常時の通信の円滑な運用方法を確立するとともに、情報伝達の基準設定、発生災害別の通信項目について整備する。

3 現地情報収集体制の強化

総務部、消防団は、次の情報収集体制の整備を検討する。

■現地情報収集体制

市	防災連絡員の委嘱	○ 災害時に区長以外からも信頼できる地域情報を得るため、市職員OB、消防団OB等を対象に、区長等の推薦の下、一定区域の情報収集を担当する防災連絡員
	ライブカメラの増設	○ 重要水防箇所や浸水常襲地区等に、ライブカメラの新設又は移設を検討するとともに、夜間にも視認可能な超高度カメラの導入
	浸水モニター制度の創設	○ 災害発生時に避難困難となるおそれがある地区において、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局等が浸水情報を収集する制度

消防団	災害時情報収集専門団員の指定	○ 各分団において、無線等の技術に習熟した団員で災害時における情報収集にあたる団員をあらかじめ情報収集専門団員として確保 ※ 災害時の緊急事態で分団長から指示を受けるいとまがない場合も直ちに業務に就くことが可能となる。
	携帯型消防無線受令機の配備	○ 消防団への携帯型消防無線受令機の配備の充実
	機器の整備	○ 災害の状況を正確に記録することのできるデジタルカメラ等の機器の整備

4 情報の共有・伝達体制の強化

総務部、消防本部は、防災関係機関と協力して、次の情報共有・伝達体制の整備を進める。

■情報の共有・伝達体制

職員間の共有と伝達	○ パソコンによる情報交換やインターネットによる情報発信、携帯電話へのメール配信等による連絡を強化する。 ○ 本部が得た情報を時系列に整理し、全ての職員がリアルタイムに閲覧できる地図情報システム（GIS）等の導入を検討する。
市と関係機関の共有と伝達	○ 市、河川管理者、道路管理者、警察署等の中で交換すべき情報の項目、内容、タイミング、手段、ルール等を災害情報連絡協議会等と連携して決定する。
市から住民への伝達	○ 防災行政無線の拡充 ○ 住民（特に聴覚障害者）、区長、自主防災組織員等に、防災情報を携帯電話等に一斉メール配信する「消防本部配信システム」や「県防災メール・まもるくん」への登録を推進する。 ○ 職員による放送依頼原稿作成事務の省略化及びFM放送局に入手した情報の共有を図るため、FM放送局から連絡担当職員を本部に派遣する体制の整備を要請する。
放送マニュアル等の充実	○ 放送内容から事態の進展、地理的なイメージを住民が共通認識できるよう、広報演習・訓練等の結果を踏まえて、広報マニュアルや放送例文を毎年検証し、更新する。
電光掲示板の利用	○ 道路や街角に電光掲示板の設置及び移動電光掲示板の導入を推進し、防災情報を周知するため、電光掲示板の管理者と災害時の利用について、運用体制を確立する。

第3 応援体制の整備

総務部、消防本部は、防災全般に関する協力体制の強化のため、相互応援体制を検討するとともに関係団体等との協定の締結について推進する。

1 他市町村との相互協力体制の整備

平常時から相互応援協定の体制整備に努めるとともに、近隣市町村との大規模災害に備えた協力体制の推進に努める。

※ 資料編 6-1 応援協定等一覧表

2 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 その他防災関係機関との連携強化

警察署は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

消防本部は、消防相互応援体制の充実に努めるとともに、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

4 民間団体等との協定締結の促進

災害時に市内外関係団体等から応急対策に関する協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、協定締結に努める。

第4 二次災害の防止体制の整備

建設部は、余震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制として、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の事前登録等を推進する。

1 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・市町村職員OB等）の登録等を推進する。

2 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、市職員の応急危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。また、被災時の判定連絡網の整備を図る。

3 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、市職員の被災宅地危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。また、被災時の連絡支援体制の整備を図る。

4 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の事業者、施設管理者は、平常時から自然災害、大規模事故等に起因する安全確保に努めるとともに、災害発生時の被害拡大の予防対策を推進する。

■危険物施設等の予防対策

消防法上の危険物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の堅牢性の向上 ○ 災害発生時の安全確保についての必要な安全対策の周知、再点検 ○ 自主保安体制、事業所相互の協力体制の確立
火薬類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の堅牢性の向上 ○ 災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保 ○ 福岡県火薬類保安協会及び（社）日本煙火協会福岡県支部の緊急出動体制、応援協力体制の充実強化 ○ 自主保安体制の確立
高圧ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス設備の架台、支持脚等の補強 ○ 防火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務の強化 ○ 感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性強化 ○ ホームのブロック化、ロープ掛等による容器の転倒・転落防止、二段積み防止（多数の容器を取扱う施設） ○ 高圧ガス防災協議会、高圧ガス関係保安団体、消防署及び警察署等の関係機関の連携、地域防災体制の充実強化 ○ 自主保安体制の確立
毒物・劇物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○ 運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底 ○ 自主保安体制の確立
放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○ 緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制の整備 ○ 自主保安体制の確立

第5 救出救助体制の整備

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。

保健福祉部、消防本部は、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

1 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出救助方法の習熟やPR活動を推進する。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業組合等と連携を図る。

2 消防団の活動能力の向上

消防団の教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たす。

第6 医療救護体制の整備

保健福祉部、消防本部は、南筑後保健福祉環境事務所、医療機関等と連携し、災害時の医療救

護が、その負傷の程度に応じて迅速かつ適確に実施されるよう、必要な体制の整備を推進する。

1 医療体制の整備

(1) 保健福祉環境事務所等との連携強化

災害時には、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。そのため、必要な事項について、保健福祉環境事務所等と連絡調整を図る。

(2) 柳川山門医師会等との連携強化

災害拠点病院等が地域のサブセンターとして機能し、応急医療が実施される。そのため、柳川山門医師会、柳川山門歯科医師会、柳川薬剤師会等と、災害時の医療救護チームの編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。また、災害時の通信手段等の確保を図る。

(3) 救急救命士の養成

消防本部は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、柳川山門医師会及び医療機関等と連携し、救急救命士の行う救急医療の充実を図る。

(4) 長期的医療体制の整備

避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策として、日頃から精神科医療活動を実施するための準備を推進する。

2 医薬品・医療資機材の準備

応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、保健福祉環境事務所等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

第7 輸送体制の整備

1 緊急輸送道路の確保

総務部、建設部は、災害時の緊急輸送路を速やかに確保できるように、あらかじめ関係機関等と必要な体制の整備を推進する。

(1) 緊急輸送路の設定

県が指定する緊急輸送ネットワークを踏まえ、地域防災拠点等に集められた物資を、市内の地区防災拠点等に送るための緊急輸送路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送路ネットワークを形成する。

■緊急輸送道路の指定目安

県が指定した緊急輸送道路及び市庁舎と、次の施設を結ぶ道路

- | | |
|-------------|-------------|
| ○ 市庁舎 | ○ 自衛隊駐屯地 |
| ○ 救護所設置予定場所 | ○ 臨時ヘリポート |
| ○ 搬送先病院 | ○ その他地域拠点施設 |

(2) 緊急輸送路の確保

緊急輸送を効果的に実施するために、平時から警察署と災害時緊急輸送路の確保について連携体制を整備しておく。

また、建設事業者団体と事前に協議し、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

(3) 緊急輸送道路の周知

建設部は、市民に対し、広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図る。

2 車両、燃料等の調達体制の整備

総務部は、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

総務部は、市有車両等災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。

また、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

※ 資料編 2-17 市有車両一覧表

4 物資集配拠点の整備

物資集配拠点について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法について予め整理する。

5 臨時ヘリポートの指定

総務部は、災害時の自衛隊等のヘリコプターの発着場として、臨時ヘリポートを指定する。設置予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポートの整備に努める。

※ 資料編 2-16 災害時における臨時ヘリポート一覧表

6 海上輸送の確保

総務部は、災害時の海上における緊急輸送を確保するため、あらかじめ漁業協同組合等と協定を締結するなど、救援用物資及び応急対策用資機材等を円滑に輸送できる協力体制の確立に努める。

また、発災後の漁港・港湾の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業団体との間で協定等を締結して、協力体制を整備する。

さらに、必要に応じ県、自衛隊及び第七管区海上保安本部等へ協力を依頼するなど、海上輸送の確保に努める。

第8 避難体制の整備

1 避難所等の整備

(1) 避難所の指定

避難所を第一次避難所と第二次避難所等に区分し、安全性、収容能力、近接性等を総合的に考慮し、適切な施設を指定する。

また、洪水に強い避難所が不足するため、近隣市町村との連携や区長、自主防災組織と協力して、民間施設からの候補施設選定に努める。

※ 資料編 2-9 広域避難地一覧表

※ 資料編 2-10 避難所一覧表

■ 避難所の区分

第一次避難所	○ 地域住民が自主的に避難する施設
第二次避難所	○ 市から避難勧告・指示(緊急)等があった時に、地域住民が避難する施設 ○ 災害が長期化した時の、仮設住宅等への移転までの生活場所
福祉避難所	○ 援護・介護が必要な高齢者、障害者等を優先的に受け入れる施設 ○ 施設がバリアフリー化され、保健師等を配置する施設
広域避難地	○ 延焼火災等からの一時的避難場所 ○ 応援部隊や救援物資の拠点、仮設住宅建設候補地 ○ 平常時の防災訓練の場所、備蓄基地
緊急避難場所 (避難ビル)	○ 水害等の時に、緊急に高所へ一時的に避難する施設 ○ ビル等の民間建物を対象に協定を結び指定する施設 (民間施設においては、施設入口に一時避難施設標識を掲示)
福祉避難施設	○ 民間の特別養護老人ホームを対象に協定を結び指定する施設 (市が災害時、避難行動要支援者の受け入れを依頼する施設)

■ 避難所の整備・点検項目

○ 人、輸送用車両のアクセスの容易さ
○ 分かりやすい施設
○ 危険物施設等の有無
○ 津波・浸水等の被害の危険性
○ 施設の耐震性及び避難経路の安全性
○ 給食施設の有無(給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能)
○ 冷暖房設備の有無、バリアフリー化(物理的障壁の除去)の状況

(2) 避難所機能の整備

大規模災害の発生時には、避難所については老若男女が長期にわたって使用することも予想される。このため、避難所施設の耐震化等安全性の向上とともに、地域の防災拠点、生活の場とし

ての機能を整備する。

■避難所機能の整備項目

- 災害対策本部と相互連絡を行うための通信機器の設備
- 避難所における救護設備
- 避難生活の環境を良好に保つための仮設トイレ、マット等の設備
- 避難生活の長期化、障害者等の避難行動要支援者に対応するための設備
- 備蓄倉庫及び備蓄
- 飲料水兼用耐震性貯水槽等

(3) 福祉避難所の確保

避難所や在宅で介護等が困難な避難行動要支援者用の避難所として、福祉避難所を確保する。さらに大規模災害に備えた広域避難体制の構築を図る。

※ 資料編 2-10 避難所一覧表

(4) 医療介護福祉避難所の指定

災害時に医療・介護等の必要な応急支援を要請するため、医療機関及び社会福祉施設等とあらかじめ協定を結び、医療介護福祉避難所として指定するものとする。

※ 資料編 2-12 福祉施設一覧表

※ 資料編 2-14 医療機関一覧表

(5) 緊急避難場所（避難ビル）の指定

水害等（洪水、高潮、津波）の時に、緊急に高所へ一時的に避難する施設として、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するため、避難ビル等の指定を積極的に行う。また、避難ビル等の管理者と災害時の屋上の鍵の開錠等必要な事項について協議する。

※ 資料編 2-11 緊急避難場所一覧表

2 避難路の整備

建設部は、地域住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について、避難路の整備に努める。

■避難路の整備項目

- 広い幅員を確保し、歩道の整備に努める。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化に努める。
- 避難誘導標識を設置する。

3 避難体制の整備

総務部、教育部は、施設管理者と協力し、避難マニュアルを作成し、自主的に避難誘導ができるような体制づくりを推進する。その場合、地域の住民組織及び事業所との連携がとれるようにする。

(1) 避難勧告等の判断・伝達方法の整備

避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備（避難行動要支援者避難）情報等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を指針として、県、气象台、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断

基準、伝達方法を明確にしたマニュアル整備に努める。

また、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して早めの避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始の伝達体制整備に努める。

(2) 安全な避難誘導體制の確立

市、消防団、自主防災組織は、安全な避難誘導體制を整える。

特に、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援マニュアルの作成等により避難誘導體制の整備に努める。

■ 避難誘導體制の検討事項

- 市民や観光客等への避難情報の伝達体制
- 高齢者等の避難行動要支援者避難支援マニュアルの整備
- 安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係機関等との応援協力体制
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じて住民の理解

(3) 避難所運営組織の育成

災害時に避難所自治組織を設立し、住民等による自主運営体制を確立するため、あらかじめ自主防災組織等と協力して共通認識を深めておく。

また、女性連絡協議会等災害ボランティア団体に災害時の避難所運営の支援体制について協力関係を図る。

(4) 施設管理体制の整備

市及び避難所の施設管理者は、自主防災組織と連携し、避難所の開設・運営訓練を実施する。

また、避難所開設・運営マニュアルの作成・啓発を行うとともに、各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。なお、民間施設の避難所の管理者に対しても可能な範囲において協力を求める。

■ 避難所開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理を施設管理者、市、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
- 避難者カード等、避難所運営に必要な書類を整備する。

4 避難所の周知

災害時に的確な避難が行われるよう、地域住民に対し、広報紙への掲載、防災マップの配布、誘導標識の設置、避難訓練等を通じて、避難所の周知に努める。

第9 避難行動要支援者安全確保体制の整備

総務部、保健福祉部及び教育部は、避難行動要支援者（災害に対応する能力が弱い者）が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられることから、避難行動要支援者の安全確保に一層努めるものとする。

1 社会福祉施設等に対する対策

(1) 施設の整備

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の避難行動要支援者の安全確保のための、防災設備等の整備を促進する。

社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災設備を整備する。

また、ライフライン等の停止に備え、入所者の最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品等の備蓄を行う。

(2) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設等の管理者を指導、支援し、災害時の避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設等との連携を図り、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制を整備する。

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等の避難確保計画を作成する。また、浸水想定区域内に所在する施設の管理者は、市へ避難確保計画の報告を行う。

更には、施設相互間、近隣住民等との連携を密にし、災害時に協力が得られるような体制づくりを行う。

(3) 防災基盤の整備

避難行動要支援者自身の災害対応能力、及び社会福祉施設等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者に対し、災害知識や災害時の行動に関する理解や関心を高めるため防災教育を実施する。

また、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた防災訓練を実施する。

市は、福祉施設、病院等に対し、防火指導や防災訓練等について指導するなど支援を行う。

2 幼稚園等対策

幼稚園・保育園の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難確保計画を作成し、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施する。また、浸水想定区域内に所在する施設の管理責任者は、市へ避難確保計画の報告を行う。

3 避難行動要支援者に対する対策

(1) 避難行動要支援者情報の収集

民生委員・児童委員、行政区長、地区社会福祉協議会等地域で相互扶助活動を行う関係者は、日頃の見守り活動や地域活動を通じて、プライバシーに配慮しつつ、災害時に迅速な対応がとれるよう、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の把握に努める。

情報の収集に当たっては、民生委員・児童委員及び行政区長等の訪問活動等により説明を行い、避難行動要支援者本人の同意を得る。また、広報での制度の周知により、本人又は家族等からの申出を呼びかける。

(2) 避難行動要支援者情報の整備手順

福祉課は、避難行動要支援者の対象者を把握し、本人に避難行動要支援者台帳への情報の掲載と活用の同意を得て、行政区毎に台帳の整備を行う。

(3) 台帳に掲載する対象者

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当するものとする。

- ① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- ② 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
- ③ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ④ 療育手帳Aの交付を受けている者
- ⑤ 精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている者
- ⑥ 難病医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者
- ⑦ 行政区長、民生・児童委員が特に支援の必要を認めた者
- ⑧ 自ら名簿への掲載を求める者で、市が認めた者

(4) 掲載する情報

掲載する主な情報は次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 住所
- ⑤ 行政区
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 避難行動要支援者の対象区分

(5) 避難行動要支援者台帳の提供先

作成された避難行動要支援者台帳は、福祉課で原本を保管し、同意されたものは、在宅介護支援センター、地区社会福祉協議会、自主防災組織、柳川警察署、柳川市消防団、民生委員児童委員、行政区長、市の関係部署にあっては対象地域の避難行動要支援者台帳（写し）を提供する。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に避難行動要支援者台帳（写し）を提供する。

(6) 避難行動要支援者情報の更新等

避難行動要支援者台帳配備後、掲載された情報について定期的に確認を行い、台帳の更新を行う。

また、申出があれば台帳への掲載を随時受付ける。

(7) 個人情報厳格な管理

避難行動要支援者台帳には、避難行動要支援者についての個人情報が掲載されており、作成・管理に当たっては、管理する者や利用目的の限定を図るなど、個人情報保護条例等を遵守した管理方法を講じ、避難行動要支援者のプライバシー保護に十分留意する。

(8) 避難行動要支援者への情報伝達

災害時に緊急かつ着実な避難情報等の伝達が行われるよう、防災行政無線（個別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メール等を活用するなど多様な情報伝達手段を確保する。

(9) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援については、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者は安全の確保に十分配慮し、可能な範囲で避難支援を行うものである。

(10) 避難行動要支援者支援体制の整備

自主防災組織の防災活動等の協力を得て、避難行動要支援者への避難支援者（地域の協力員等）を決め、災害時における避難指示（緊急）等の情報伝達、救助、避難誘導など、地域ぐるみで避難行動要支援者の避難の支援体制づくりを行う。

4 外国人に対する防災教育、訓練等

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

また、避難場所標識や避難場所案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク、国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

また、県、国際交流センター、国際交流協会及びFM放送局等と協力して、地域内で生活する外国人に対する災害時の情報提供体制の整備を推進する。

第10 給水体制の整備

水道事業者（水道課）は、災害による水の供給被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

1 水の確保

水道施設の耐震化や緊急遮断弁等の整備を行い、災害時の水を確保する。

2 給水体制の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制の整備充実を図るとともに、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、マニュアル等の充実を図る。

また、水道工事業者等との協力体制を確立し、停電を想定し、九州電力と非常用発電機車の提供について協定しておく。

3 家庭における備蓄の促進

市民、事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、災害への対策、対策の諸活動や平常時から3日分(3ℓ/人・日)の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の備蓄を奨励、指導する。

第11 災害備蓄物資等供給体制の整備

総務部は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制を整備する。

1 備蓄倉庫及び物資の整備

災害に備えて、市民の備蓄を補完するため、地震被害想定における最大避難者数を基準(風水害時については、住民の持参を原則とする。)に、物資の備蓄計画にあたり、乳幼児・女性・高齢者等を対象とした物品を考慮して備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の避難行動要支援者を重視する。

2 流通備蓄の確保

災害時の物資等の確保のため、在庫の優先的供給を受けるなど、協力業務の内容、協力方法等について関係団体(農業協同組合等)・企業等(卸センター、食料品取扱店等)と協議し、協定締結の促進に努める。

また、災害時に積極的な協力がえられるよう、平常時からコミュニケーション強化に努める。

3 家庭、事業所等の備蓄の推進

市民、事業所等に対し、広報活動を通じて、平時から3日分の食糧、飲料水、生活物資の備蓄を奨励、指導する。

第12 防疫・清掃体制の整備

1 防疫体制の整備

市民部、保健福祉部は、災害の被災地域や避難所等において、衛生条件が極度に悪く、感染症

等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫体制を整備するとともに、保健師等の資質の向上のため、研修等を行う。

また、消毒資機材を備蓄するとともに、薬品業者等と連携し、消毒薬剤や散布資機材が確保できるような体制を確立する。

2 し尿、ごみ、がれきの処理体制の整備

市民部は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な地震、洪水を想定した災害廃棄物処理計画を整備する。

なお、処理計画においては、過去の実績を十分踏まえるものとする。

(1) 仮設トイレの確保

災害時に浄化槽や下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域において、仮設トイレを設置するため、仮設トイレの備蓄や業者等から確保できる体制を確保する。

(2) ごみ・がれき処理体制の整備

災害時に大量に発生するごみ・がれきを処理するために必要な人員、資機材の確保等、収集・運搬・処理体制を整備する。

また、大量のごみ・がれきの仮置場等の確立を推進する。

(3) 応援協力体制の整備

し尿・ごみ・がれきの収集処理を委託する業者や、応援を求める業者、団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。

また、し尿・がれきの処理については、処理施設を有する他市町村との協力体制を整備する。

第13 住宅の確保体制の整備

建設部は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

1 空家住宅の確保体制の整備

公営住宅の空家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。

2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努める。

第14 国土（地籍）調査事業の推進

建設部は、災害が発生した場合、道路の復旧及び上下水道等のライフラインの復旧が急務となる。国土（地籍）調査を実施していない地域では、災害復旧にあたり、まず土地の境界の確認を実施することになり、災害復旧事業の遅れに繋がるおそれがあり、速やかな災害復旧事業の着手及び住民の土地資産を確保するため、地籍調査事業未完了地域の早期事業着手を推進し、地籍の明確化を図る。

第2章 災害予防計画

第1節	災害に強い組織・ひとづくり ……………	30
第1	防災組織の整備……………	30
第2	自主防災活動の推進……………	31
第3	災害ボランティア活動の支援体制の整備……………	33
第4	防災知識の普及……………	35
第5	防災訓練……………	37
第6	調査・連携……………	38
第2節	災害に強いまちづくり ……………	39
第1	都市構造の防災化……………	39
第2	建築物の安全化……………	40
第3	文化財災害予防対策の推進……………	41
第4	ライフライン施設等の整備……………	41
第5	交通施設の整備……………	44
第6	風水害予防対策の推進……………	45
第7	土砂災害予防対策の推進……………	47
第8	津波・高潮災害予防対策の推進……………	47
第9	火災予防対策の推進……………	50
第3節	災害に備えた防災体制づくり ……………	52
第1	防災施設・資機材等の充実……………	52
第2	情報の収集伝達体制の整備……………	53
第3	応援体制の整備……………	55
第4	二次災害の防止体制の整備……………	56
第5	救出救助体制の整備……………	57
第6	医療救護体制の整備……………	57
第7	輸送体制の整備……………	58
第8	避難体制の整備……………	60
第9	避難行動要支援者安全確保体制の整備……………	62
第10	給水体制の整備……………	65
第11	災害備蓄物資等供給体制の整備……………	66
第12	防疫・清掃体制の整備……………	66
第13	住宅の確保体制の整備……………	67
第14	国土（地籍）調査事業の推進……………	67